



2017年4月17日

我が国でも望まれる FinTech の「安全な実験環境」の導入

公益財団法人 国際通貨研究所
経済調査部長兼開発経済調査部長 矢口 満

FinTech の拡大に対応した法制面の整備が、我が国でもようやく具体化してきた。昨年5月に成立した「改正資金決済に関する法律（通称“仮想通貨法”）」が本年4月1日から施行になったほか、電子決済等代行業者に関する登録制度や、銀行等と電子決済等代行業者の關係に係る枠組みを規定した銀行法改正案が、3月3日に国会に上程された。

仮想通貨法では、仮想通貨の登録制度や監督規制について定められており、詳しくは4月10日付け IIMA の目「仮想通貨に関する本邦法律等の施行と今後の課題」をご参照頂きたい。また、銀行法改正案では、その附則において、オープン API（預金者の同意に基づき、口座情報等を利用するために銀行システムに接続することを認める方式）の利用を希望する電子決済等代行業者との連携方針を公表するよう、銀行等に義務付けている。これにより、銀行等と FinTech 企業とのいわゆるオープン・イノベーションが進展することが期待されている。

こうした中、FinTech 推進に向けた法制面の対応の切り札とみられるのが **Regulatory Sandbox** である。これは、革新的な金融サービスを提供しようとする業者に対して、仮に悪影響が生じても拡散しないような「安全な実験環境」を提供するために、取引相手や期間を限定した上で、現行規制の適用を部分的に免除するという仕組みのことである。

我が国でも **Regulatory Sandbox** の有用性は認識されつつあり、例えば、内閣総理大臣が議長を務める「未来投資会議」の第2回会合（昨年11月10日開催）では、優先的に取り組むべきアジェンダに「日本版レギュラトリー・サンドボックス」が盛り込まれた。さらに、経済産業省の「FinTech の課題と今後の方向性に関する検討会合」では、本年3月28日に示した報告書案にて、今後求められる政策対応として「日本版レギュラトリー・サンドボックス」に関して詳細に論じている。ただし、肝心の金融庁からは、依然として具体的な施策が提示されていない。実際、金融庁の「フィンテック・ベンチャーに関する有識者会議」では、第1回会合（昨年5月16日開催）で **Regulatory Sandbox** が議論されたが、それ以降は明示的には取り上げられていない。

これに対して、海外の幾つかの国では既に **Regulatory Sandbox** を導入済みである。最も先行しているのは英国であり、同国の規制当局である金融行為規制機構（FCA）は 2015 年 11 月に **Regulatory Sandbox** に関する詳細な報告書を公表した上で、昨年 5 月から案件の募集を開始している。続いて、シンガポールの金融管理局（MAS）は昨年 6 月に **Regulatory Sandbox** 利用のガイドライン案を提示し、意見募集を経て 11 月にその最終版を公表した。このほか、オーストラリアの証券投資委員会（ASIC）も本年 2 月、**Regulatory Sandbox** に関する規制指針を示したところである。これらの国々の規制当局に共通しているのは、**FinTech** を用いた金融サービスへの規制適用が不透明なために企業がビジネス展開をあきらめてしまうことを、重大な機会損失と認識していることである。規制当局が起業家精神の重要性をそこまで理解していることは注目に値しよう。

こうしてみると **Regulatory Sandbox** の導入において、我が国は既に英国やシンガポールに対して、少なくとも半年から 1 年の後れをとっていることになる。進展の速い **FinTech** の世界において、この後れは決して小さなものではない。特にシンガポールは香港とともに、東京がアジアナンバーワンの国際金融都市の地位を目指す上での大きなライバルといえる。

最近の我が国の金融庁は、日本版スチュワードシップ・コードの改定案を公表したり（3 月 28 日）、「顧客本位の業務運営に関する原則」を策定したり（3 月 30 日）するなど、総じて規制色の濃い政策を打ち出しているが、こと **Fintech** に関しては、起業家精神を促すよう **Regulatory Sandbox** を迅速に導入することが望まれる。

以 上

当資料は情報提供のみを目的として作成されたものであり、何らかの行動を勧誘するものではありません。ご利用に関しては、すべてお客様御自身でご判断下さいますよう、宜しくお願ひ申し上げます。当資料は信頼できると思われる情報に基づいて作成されていますが、その正確性を保証するものではありません。内容は予告なしに変更することがありますので、予めご了承下さい。また、当資料は著作物であり、著作権法により保護されております。全文または一部を転載する場合は出所を明記してください。